

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版

【概要版】

～ みんなでつくる循環型社会 ～

令和4年3月

宜野湾市

< 目 次 >

一般廃棄物処理基本計画の概要

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ | 1 |
| 2. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度 | 1 |
| 3. ごみ処理の基本理念・基本方針 | 2 |
| 4. 生活排水処理の基本理念・基本方針 | 3 |

ごみ処理基本計画

- | | |
|----------------------------|----|
| 1. ごみ処理の現況 | 4 |
| 2. ごみ処理の実績 | 6 |
| 3. ごみ処理の課題 | 7 |
| 4. ごみの減量化目標値 | 12 |
| 5. ごみの排出抑制のための方策 | 13 |
| 6. ごみの分別区分 | 19 |
| 7. 排出抑制・再資源化計画 | 20 |
| 8. 収集運搬計画 | 22 |
| 9. 中間処理計画 | 22 |
| 10. 最終処分計画 | 23 |
| 11. 大規模災害時の廃棄物処理について | 23 |

生活排水処理基本計画

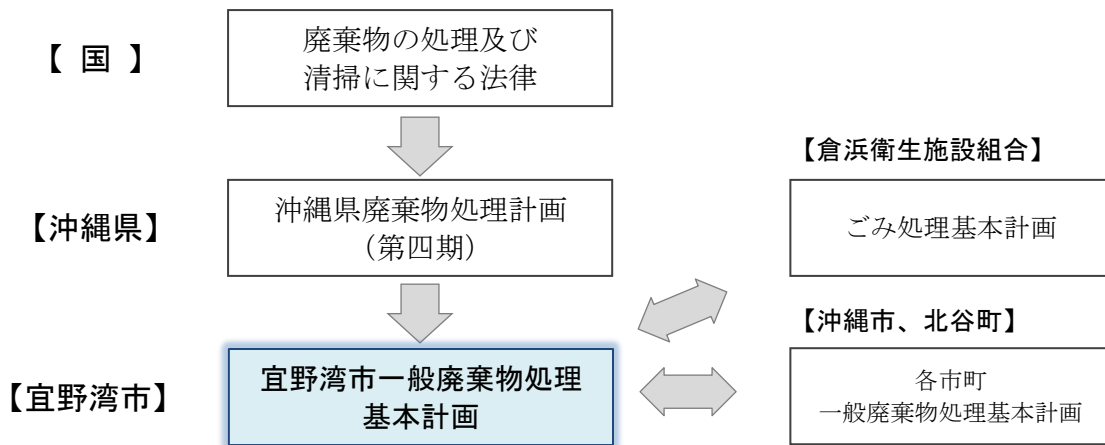
- | | |
|----------------------|----|
| 1. 生活排水処理の状況 | 24 |
| 2. し尿処理実績 | 25 |
| 3. 生活排水処理の課題 | 26 |
| 4. 生活排水処理対策 | 28 |
| 5. 排出抑制・再資源化計画 | 30 |
| 6. 収集運搬計画 | 30 |
| 7. 中間処理計画 | 31 |
| 8. 最終処分計画 | 31 |

一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」の規定に基づき策定するもので、市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市内全域（米軍施設内は除く）を対象とするとともに、市域内から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合（構成市町：本市、沖縄市及び北谷町）管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。



宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）

2. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度

本計画は平成29年度を初年度とし10年後の令和8年度を目標年度とします。

令和8年度における本市と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

また、本計画は計画期間において、おおむね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。なお、今回は計画期間5年目における中間見直しとなっています。

平成 28年度 (策定年)	29年度 (1年目)	30年度 (2年目)	令和 1年度 (3年目)	2年度 (4年目)	3年度 (5年目)	4年度 (6年目)	5年度 (7年目)	6年度 (8年目)	7年度 (9年目)	8年度 (10年目)
基本計画の改定 (第三次計画)	基本計画の初年度 (第三次計画)		基本計画の一部改定 (第三次計画) ※		基本計画の改定 (第三次計画中間見直し)					基本計画の目標年度
						計画の前提条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します				

※倉浜衛生施設組合及び構成市町において新たなし尿処理施設の整備を行うこととなった状況を受け、計画の一部改定を行っています。

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

3. ごみ処理の基本理念・基本方針

本市におけるごみ処理に関する基本理念・基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

＜ ごみ処理の基本理念 ＞
豊かさを未来に伝えるまち宜野湾
～ みんなでつくる循環型社会 ～

＜ ごみ処理の基本方針 ＞

基本方針 1：市民・事業者・行政によるパートナーシップの促進

循環型社会の実現のために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、3者がパートナーシップを築き、協働することでごみの減量・資源化に努めます。

基本方針 2：市民における4Rに基づく排出抑制・資源化の促進

循環型社会の実現のために、市民に対して、「Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る」、「Reduce（リデュース）：ごみの発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）：再び資源に戻す」の「4R」に基づき、排出抑制や資源化を推進します。また、数値目標を掲げ、さらなるごみの排出抑制及び資源化を促進します。

基本方針 3：事業者における排出者責任と4Rの促進

循環型社会の実現のために、事業者に対して、「拡大生産者責任」の観点から製品の製造から流通にかかる部分、また廃棄された後まで責任を持つように、排出者としての責任の徹底を促進します。また、排出者としての立場だけではなく、消費者としての立場から市民と同様、4Rの徹底を推進します。

基本方針 4：環境負荷が低く、効率的な清掃リサイクル事業の推進

循環型社会の実現のために、行政は、ごみの収集運搬から最終処分にいたるまで、環境負荷が低い清掃リサイクル事業やごみ処理コストの低減等の経済性を考慮した効率的な清掃リサイクル事業を推進します。また、コスト等の情報を公開するとともに市民や事業者の4Rを促進するために普及啓発を強化します。

基本方針 5：クリーンなまちづくりの推進

市民・事業者・行政は、ごみの排出抑制や資源化だけではなく、不法投棄の防止やポイ捨ての防止等、環境美化に対する意識の高揚に努め、3者が一体となって快適で住みやすいクリーンなまちづくりを推進します。

基本方針 6：広域処理体制の推進

中間処理から最終処分にいたるまで、沖縄市、北谷町、倉浜衛生施設組合と連携を強化し、広域処理体制のさらなる推進を図ります。

4. 生活排水処理の基本理念・基本方針

本市における生活排水処理に関する基本理念・基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

＜ 生活排水処理の基本理念 ＞
水環境の保全による
快適で安全な生活環境の維持

＜ 生活排水処理の基本方針 ＞

基本方針 1：公共下水道への接続の促進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針 2：合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の未整備地域については、各家庭に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

基本方針 3：浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

本市のごみの収集運搬は、一般家庭より排出される生活系ごみについては委託業者により行われており、事業所（飲食店、小売店、ホテル等）から排出される事業系ごみについては許可業者による収集となっています。

ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において、燃やすごみの熔融処理を行い、熔融飛灰等については同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。

また、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理を行い、資源化物のリサイクル等を行っています。

以下に本市における収集運搬の概要を示し、図 2-1 にごみ処理の流れ（令和 2 年度）を示します。

収集運搬の概要

収集区域：宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）

収集業者：生活系ごみ …… 委託業者
事業系ごみ …… 許可業者

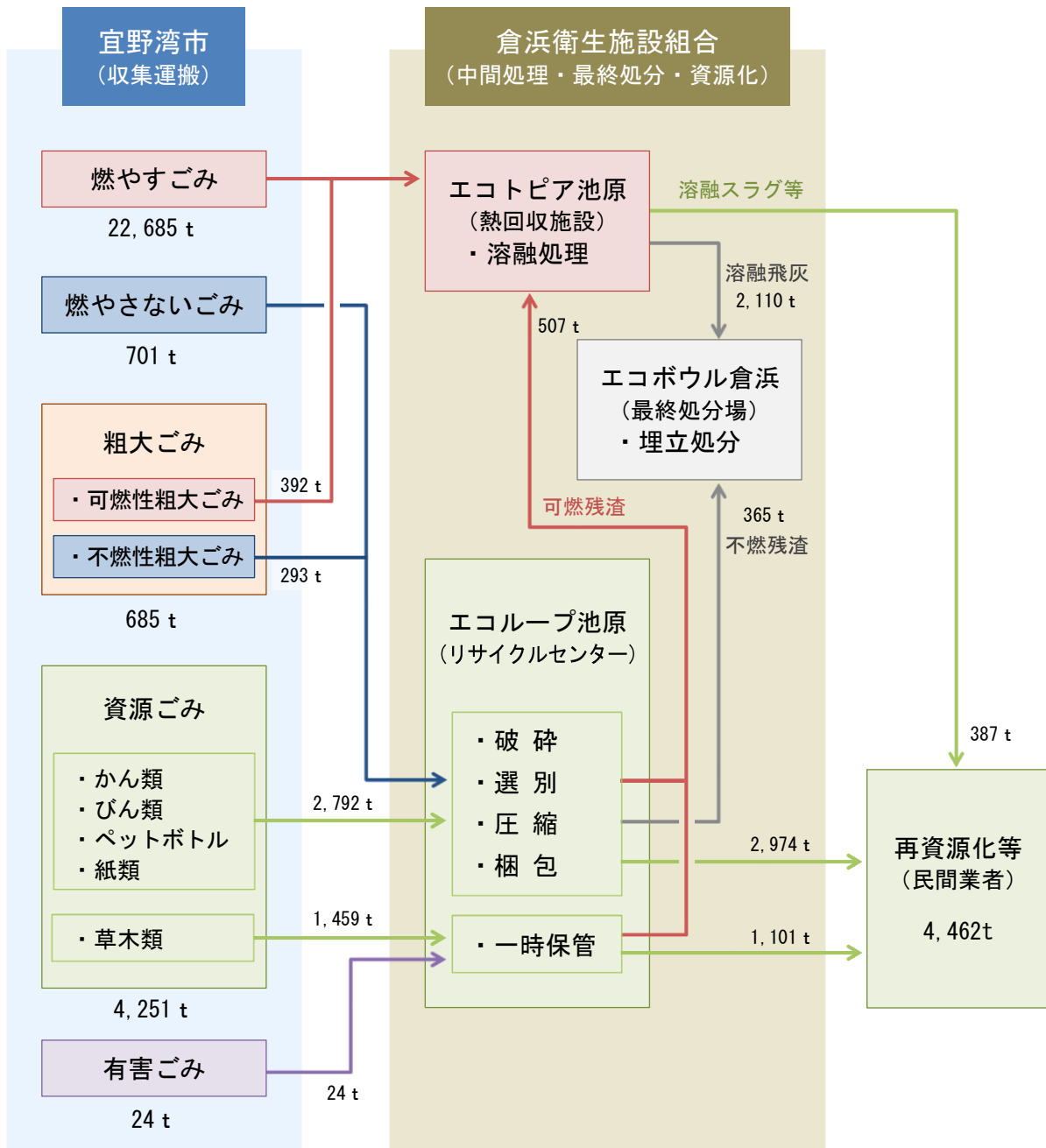
収集方式：門前収集方式・ステーション方式（生活系ごみ）※1

分別種類：生活系ごみ …… 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ※2（5 種分別）

事業系ごみ …… 燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ※2（3 種分別）

※1 事業系ごみの収集方式は、事業者と許可業者との契約等に基づき個々に定められ、市として特定の収集方式を定めていません。

※2 「資源ごみ」は、かん類、びん類、ペットボトル、紙類、草木類に分類されます。



ごみ排出量 28,346 t

※四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、
「令和2年度ごみ搬入及び処理状況年報」(倉浜衛生施設組合)

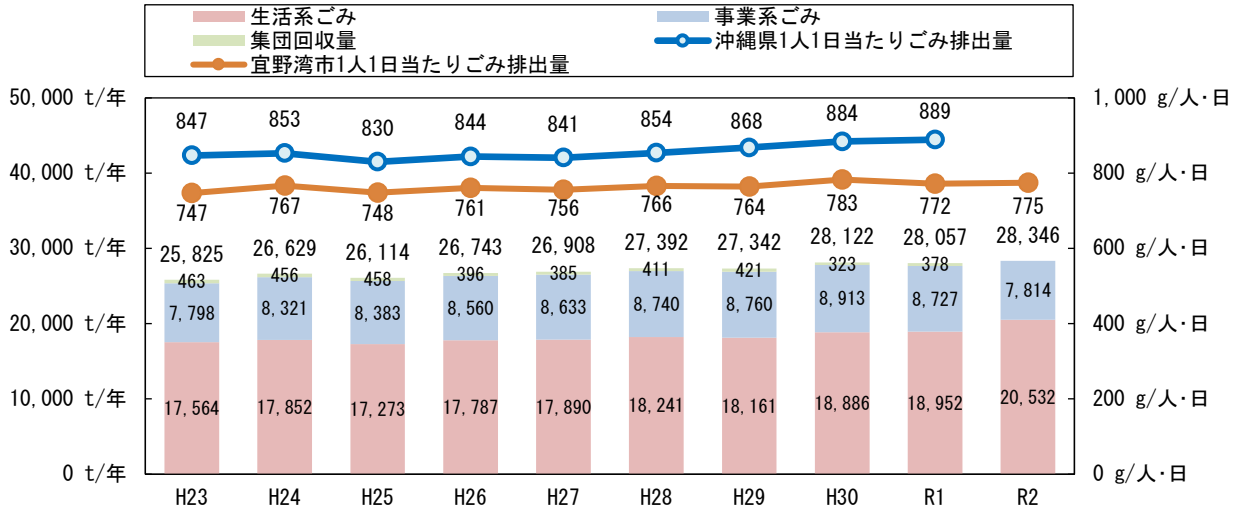
ごみ処理の流れ (令和2年度)

2. ごみ処理の実績

本市における令和2年度のごみ総排出量は28,346トン/年であり、1人1日当たりのごみ排出量は775グラムとなります。

令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量(772グラム)は、全国平均値(918グラム)や沖縄県平均値(889グラム)と比較すると低い値となっています。

また、本市のごみ処理経費(組合分担金含む)は年間約6.6億円となっており、ごみ量1トン当たりに換算すると約23,700円、市民1人当たりでは約6,600円となっています。



宜野湾市のごみ排出量の推移

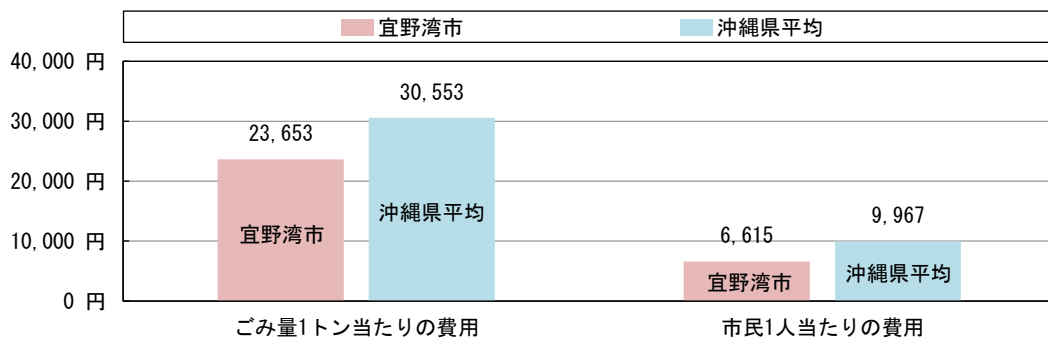
宜野湾市のごみ排出量の推移

年度	項目 人口(人)	ごみ排出量 (t/年)				1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		生活系	事業系	集団回収量 (生活系)	総排出量	宜野湾市	沖縄県平均	全国平均
平成23年度	94,417	17,564 (68.0%)	7,798 (30.2%)	463 (1.8%)	25,825	747	847	976
平成24年度	95,099	17,852 (67.0%)	8,321 (31.2%)	456 (1.7%)	26,629	767	853	964
平成25年度	95,643	17,273 (66.1%)	8,383 (32.1%)	458 (1.8%)	26,114	748	830	958
平成26年度	96,340	17,787 (66.5%)	8,560 (32.0%)	396 (1.5%)	26,743	761	844	947
平成27年度	97,302	17,890 (66.5%)	8,633 (32.1%)	385 (1.4%)	26,908	756	841	939
平成28年度	97,964	18,241 (66.6%)	8,740 (31.9%)	411 (1.5%)	27,392	766	854	925
平成29年度	98,053	18,161 (66.4%)	8,760 (32.0%)	421 (1.5%)	27,342	764	868	920
平成30年度	98,435	18,886 (67.2%)	8,913 (31.7%)	323 (1.1%)	28,122	783	884	918
令和元年度	99,321	18,952 (67.5%)	8,727 (31.1%)	378 (1.3%)	28,057	772	889	918
令和2年度	100,230	20,532 (72.4%)	7,814 (27.6%)	0 (0.0%)	28,346	775	—	—

※人口は、外国人が含まれている人口になります。

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)



宜野湾市と沖縄県平均のごみ処理経費の比較 (令和元年度)

3. ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制の状況

本市におけるごみの排出抑制の状況について、第2次一般廃棄物処理基本計画（H19.3）（以下、「第2次基本計画」という。）及び第3次一般廃棄物処理基本計画（H29.3）（以下、「第3次基本計画」という。）のごみの減量化の目標値及び資源化の目標値（以下、「減量化目標値」という。）について、実績値との比較を以下に示します。

【第2次基本計画の計画期間及び減量化目標値】

- ・計画期間（前期） 平成19年度～平成23年度
- ・計画期間（後期） 平成24年度～平成28年度
- ・減量化目標値（最終年度：H28）
 - 生活系ごみ：1人1日あたり50g減量 477.0g/人日[当初目標値：466.5g/人日]
 - 事業系ごみ：総量10%減量 7,795t/年
 - 資源化率：約20%

※生活系ごみの減量化目標値については集団回収量を加算したため、補正しました。

【第3次基本計画の計画期間及び減量化目標値】

- ・計画期間（前期） 平成29年度～令和3年度
- ・計画期間（後期） 令和4年度～令和8年度（今回策定する計画）
- ・減量化目標値（最終年度：R8）
 - 生活系ごみ：1人1日あたり50g減量 463g/人日[当初目標値：452g/人日]
(前期計画目標値 25g減量 488g/人日[当初目標値：477g/人日])
 - 事業系ごみ：総量10%減量 7,770t/年
(前期計画目標値 8,202t/年)
 - 資源化率：約22%
(前期計画目標値 22%)

※生活系ごみの減量化目標値については集団回収量を加算したため、補正しました。

第2次基本計画（前期）の減量化目標については、生活系ごみは計画期間の初年度から3年間は目標を達成しており、事業系ごみは計画期間のすべてで目標を達成しています。資源化率についても5年間の計画期間のうち、3年間で目標を達成しており概ね計画通りと判断できます。

第2次基本計画（後期）の減量化目標については、生活系ごみ及び事業系ごみ、共に計画期間の5年間の全期間において目標値を上回るごみの排出があり、目標を達成出来ていません。また、資源化率についても同様に、計画期間の5年間の全期間において目標値を下回る結果となっており、目標達成に至っていない結果となりました。

第3次基本計画（前期）の減量化目標については、生活系ごみは計画期間の4年間（令和3年度除く。以下同）の全期間において目標値を上回る結果となり、目標達成に至っておりませんでした。事業系ごみは4年間の計画期間のうち、1年間（令和2年度）のみが目標値を下回っており、これは新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等の営業時間短縮が行われたこともあり、飲食店を中心とした事業系ごみが大幅に減少したことによるものと推察されます。資源化率については、計画期間の4年間の全期間において目標値を下回る結果となっており、目標達成に至っておりませんでした。

第2次及び第3次基本計画の前・後期における減量化目標値の達成状況については、以下の表に示すとおりとなっています。

減量化目標値に対する達成状況

	家庭系ごみ (生活系ごみ)	事業系ごみ	資源化率
第2次基本計画 (前期) H19～23	B (H19～21 達成)	A (H19～23 達成)	B (H20、22～23 達成)
第2次基本計画 (後期) H24～28	D (達成年無し)	D (達成年無し)	D (達成年無し)
第3次基本計画 (前期) ※2 H29～R3	D (達成年無し)	C (R2 達成)	D (達成年無し)

※1 評価欄の記号は下記のとおりです。

A：計画期間内で4～5年間達成、B：2～3年間達成、C：1年間達成、D：達成年無し

※2 第3次基本計画の前期計画期間の令和3年度については、ごみ量等の実績が確定していないため、評価対象から除外し、平成29年度から令和2年度の4年間についての評価となっています。

以上に述べたごみの減量化目標値の達成状況について、排出抑制に係る施策の実施状況等を踏まえ、本市におけるごみの排出抑制の効果等の分析結果を以下に整理します。

①第2次基本計画（前期）における施策の実施状況及びその効果等

【生活系ごみ】

- 生活系ごみについては、平成19年度にごみの分け方・出し方に関するパンフレットの全戸配布を行い、平成20年度には草木の定期収集を開始したことにより、ごみの排出抑制に対する意識が高まり、ごみ量が減少したものと推察されます。今後も継続して分別指導の徹底が必要です。

【事業系ごみ】

- 事業系ごみについて平成23年度から分別収集を開始しましたが、一部の事業所からのごみが生活系ごみとして排出され、生活系ごみの増える要因となったことが推察され、ごみの排出指導の徹底が必要です。

②第2次基本計画（後期）における施策の実施状況及びその効果等

【生活系ごみ】

- 1) 生活系ごみの平成25年度における一時的な減少については、ダンボールコンポスト講習会の開催や生ごみ処理機購入費補助事業等によって生ごみの堆肥化に対する意識が高まったことにより、生ごみの排出が抑制されたと推察されます。生ごみ処理機購入補助事業は一定の成果が得られたため令和元年度で事業廃止となりましたが、今後も継続してダンボールコンポスト講習会の開催や普及啓発活動の実施により、生ごみの排出抑制に努める必要があります。

【事業系ごみ】

- 2) 事業系ごみについては、入域観光客数の大幅な増加や本市及び周辺地域における大型商業施設の開業が相次いだこともあり、事業活動が活発となり、ごみ量は年々増加しています。今後は多量排出事業者等に対し、ごみ減量への取り組みを行ってもらう必要があります。

③第3次基本計画（前期）における施策の実施状況及びその効果等

【生活系ごみ】

- 1) 生活系ごみについては、令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等の対策が求められ宅配サービス等の増加を受け、生活系ごみの紙製容器包装（ダンボール等）の資源化量が急激に伸びています。今後も宅配サービスの利用が定着した場合には、紙類の排出量は増加すると推察されるため、今後も継続して紙類の資源化を啓発する必要があります。
- 2) 粗大ごみ等については、そのまま再使用（リユース）できる家具等も排出されており、平成29年度から開催している「くらはまりユース市」では、これらを構成市町の市民へリユース品として提供した実績があり、繰り返し開催することにより、ごみ排出量の削減につながると考えられます。引き続き3Rを推進する必要があります。

【事業系ごみ】

- 3) 事業者が排出する大型のごみ（家庭から排出される粗大ごみに相当するもの）については、市等による処理の対象外であるが、平成29年度に民間の産業廃棄物処理施設が閉鎖したことにより、平成30年度以降、家庭からの粗大ごみに混入していると推察されるため、粗大ごみについては、事業者からの排出物かの見極めによる適正処理指導の徹底が必要です。

【生活系ごみ及び事業系ごみ】

- 4) 生活系ごみ及び事業系ごみの金属類の資源化率（令和元年度実績）は、資源化率が高い他市町村実績と比較すると4%程度の上昇の余地を残しており、これは缶の抜き取り行為が要因の一つとして推察されます。金属類の資源化率を上げるために缶の抜き取り防止策を検討する必要があります。

- 5) 生活系ごみ及び事業系ごみの草木の資源化量は資源化量全体の約 25%（令和 2 年度実績）を占めますが、令和元年度以降、その資源化量は減少傾向にあります。草木をサーマル処理（焼却）せず、堆肥やチップ化など資源化するための対策を講じ、資源化率を上げる取り組みが必要です。
- 6) 生活系ごみ及び事業系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量において、平成 12 年度以降、全国では減少傾向が続いていますが、沖縄県及び本市のごみ排出量は、平成 20 年以降増加傾向にあり、排出量を抑制するための新たな取り組みが必要となります。
- 7) 生活系ごみ及び事業系ごみの燃やすごみについては、令和元年度より食品ロス削減推進法が施行されたこともあり、排出量の減少がみられますが、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、各家庭から排出される生活系ごみの排出量が増加しています。本来食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）は、1 人 1 日 130 グラム（平成 30 年度推計、全国平均）ともいわれ、この食品ロスを削減することが、ごみの総排出量の削減につながります。よって、食品ロス削減法に基づく、食品ロス削減のための啓発を行う必要があります。

以上から、今後ごみの排出抑制及びリサイクルに関する意識啓発や環境教育等を引き続き推進し、ごみの排出抑制及び再生利用率の向上を図っていく取り組みが必要となってきます。

また、排出ごみの約 3 割が生ごみであることから、総排出量を減らすための取組として、生ごみの「もう一絞リ」「堆肥化」等の実践を強化し排出抑制のための啓発活動を推進する必要があります。

(2) 収集運搬に係る課題

資源ごみであるペットボトルやびん類、紙類等がルールを守られないで排出され、回収されないことへの苦情が多くなっています。

市での収集運搬が行われる前に、個人による「資源ごみの抜き取り行為」が行われており、また、収集されずに流出していることで資源ごみの販売収益が市の処理費用に充当されず抜き取り行為が横行していることが課題です。

(3) 中間処理に係る課題

本市のごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において燃やすごみの熔融処理を行っています。また、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理を行い、資源化物のリサイクル等を行っています。

今後は、既存の廃棄物処理施設を延命させるために、施設の長寿命化を推進することが課題です。

(4) 最終処分に係る課題

本市から排出されるごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて処理され、溶融飛灰等は同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。令和元年度末時点の最終処分場の埋め立て済み容量は50%程度となっています。

今後は、ごみの分別排出の徹底や適正処理を推進し、埋立廃棄物の減量化を図り、最終処分場の延命化を推進することが課題です。

(5) 不法投棄に係る課題

本市では、空き地等の人目に付きにくい場所や他人のごみ排出場所等へ粗大ごみや廃家電等の不法投棄が散見され、悪質化していることが課題です。

(6) 大規模災害時に係る課題

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るための「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定できていないこと、また、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保ができないことが課題です。

4. ごみの減量化目標値

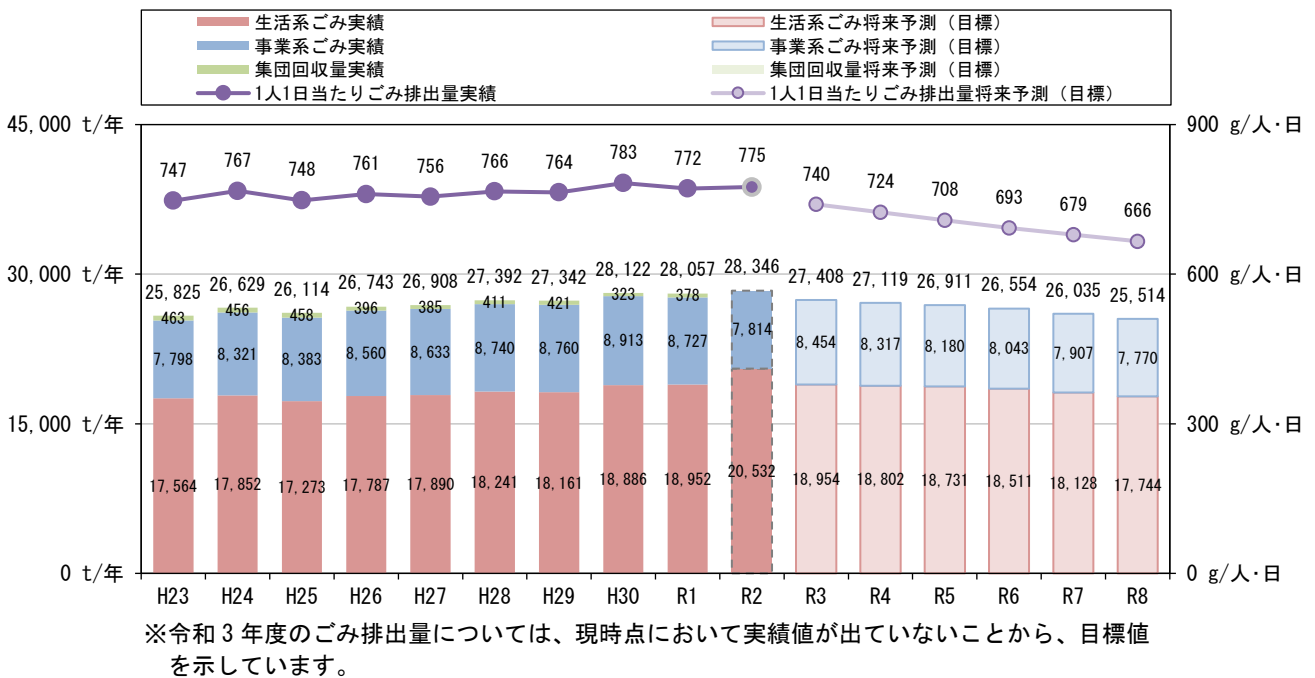
本市の減量化目標値は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標値等を踏まえ、以下のとおり設定します。

減量化目標の達成に向けて「5. ごみの排出抑制のための方策」等に示す各種取組を市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に実行していくことが必要となります。

【 宜野湾市のごみ減量化目標値 】			
	平成 27 年度 実績値	→	令和 8 年度 目標値
ごみ排出量	26,908 t/年 生活系ごみ 513 g/人・日 事業系ごみ 8,633 t/年	→	25,514 t/年 生活系ごみ 463 g/人・日 (平成 27 年度に対して 50 g 減) 事業系ごみ 7,770 t/年 (平成 27 年度に対して 10% 減)
再生利用率	4,830 t/年 (排出量に対して約 18%)	→	5,613 t/年 (排出量に対して約 22%)

本市のごみ減量化目標値を目標年度（令和 8 年度）に達成する場合のごみ排出量の推移を以下に示します。

なお、目標年度（令和 8 年度）までのごみ排出量は、ごみ減量化目標値に向けて各年度均等に減量していくものと設定しています。



宜野湾市のごみ排出量の将来予測（目標）

5. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項になります。

行政(宜野湾市)における取組

関連する
SDGs



【ごみの排出抑制に関する取組】

- ① ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレット等の作成、配布)
- ② 市民に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③ 販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ④ 市民に対する食品トレイ等の店頭回収利用の普及啓発
- ⑤ 販売業者等に対する食品トレイ等の店頭回収実施の普及啓発
- ⑥ 集合住宅等の管理者に対し、分別排出の指導
- ⑦ 市民への指定ごみ袋等の使用の指導
- ⑧ 多量排出事業者への「廃棄物減量計画(仮称)」の作成等の指導
- ⑨ イベント時のごみ排出抑制(使い捨て製品等の使用抑制)の実施
- ⑩ ごみの減量、排出抑制等に関する講演会等の開催
- ⑪ ごみ減量アイデア集の発行
- ⑫ 不用品等の交換情報誌の発行
- ⑬ 小学校、中学校及び高等学校における環境教育の推進
- ⑭ 市民を対象とした環境教育の実施
- ⑮ クリーンリーダーと清掃指導員の組織活動の強化
- ⑯ 指定ごみ袋の適正料金の維持(県内自治体の状況等の把握)
- ⑰ 分別排出、排出日及び時間の厳守の周知徹底
- ⑱ 広報等に「ごみ排出量」を掲載する(ごみ排出量の「見える化」)
- ⑲ 食品ロス削減についての国の指針に基づいた普及啓発

【ごみの資源化に関する取組】

- ① 草木類の資源化の推進
- ② 5種分別収集の継続実施・徹底
- ③ 資源化物の分別排出徹底の指導
- ④ ごみ分別マニュアルの見直し
- ⑤ 新たな分別品目(資源化品目など)の検討
- ⑥ 生ごみ処理容器(処理機)及び生ごみ堆肥化(段ボールコンポストなど)に関する情報提供(パンフレットなどの作成、配布)
- ⑦ 生ごみ堆肥化の情報収集

【その他の取組】

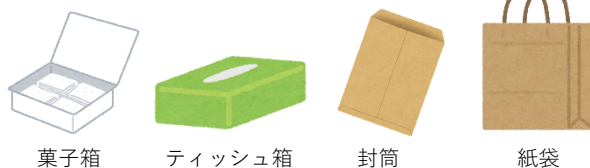
- ① 市役所などの公共施設における再生品の使用促進（グリーン購入）
- ② ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置・パトロールの強化）
- ③ 環境保全対策事業の推進
- ④ 環境美化地域モデル事業の推進
- ⑤ 環境美化清掃活動の推進
- ⑥ 美化運動推進・支援
- ⑦ 放置自動車の適正処理の指導
- ⑧ 在宅医療廃棄物の排出等についての関係機関との協議・検討
- ⑨ 収集運搬体制の効率化の検討
- ⑩ エコアクション 21 などの環境経営システムの導入・実施などの検討
- ⑪ イベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する
- ⑫ 高齢者等へのごみ出し支援の検討

コラム 雑紙もリサイクルできます

倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原」で燃やしているごみの中には、紙類と布類が約半分含まれています（令和元年度）。

この紙類の中には分別して排出することで資源化できる雑紙が含まれていると考えられます。学校のプリントやお菓子の紙箱、紙袋などの雑紙はあまり頻繁に発生しないので、燃やすごみとして出すこともあるかと思いますが、きちんと分別すれば資源として活用され、また、燃やすごみの量を減らすことができ、一石二鳥です。雑紙の分別排出にご協力ください。

【雑紙の一例】



雑紙は……

小さな紙切れや使用済みの封筒などはまとめて・はさんでリサイクル！

①まとめて

②はさむ



☆週1回の「紙類」の日に、紙ひもで縛って出してください。

市民における取組

関連する
SDGs



【ごみの発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）に関する取組】

- ① 日用品の購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ② 物品の購入に当たっては、計画的に行う
- ③ 日常消費する食材などについては、必要な量を購入する
- ④ 過剰包装を断る
- ⑤ 生活用品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑥ 再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定
- ⑦ 生ごみの水切り排出の実施
- ⑧ 食品の適量購入、食べきり、外食での適量な注文等により、食品ロスの削減に努める

【ごみの再使用・再生利用（リユース・リサイクル）に関する取組】

- ① 日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、グリーン購入に努める
- ② 再生資源を用いた製品の使用
- ③ フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④ 生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤ 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、自治体などが実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

【その他の取組】

- ① 草木類の適正排出の実施
- ② 指定ごみ袋の使用
- ③ 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ④ 本市や沖縄県などが実施するごみ処理に関する各種施策への協力

家庭等から排出される燃やすごみのうち、生ごみが約4割(9,200トン/年)を占めており、その大部分が水分です。これまで「もう一絞り」運動の啓発を行い、生ごみの減量化に取り組んできましたが、以下のような具体例の周知等により、さらに取り組みを強化していきます。

市民における取組(例)

【濡らさない】

- ・生ごみを濡らさない

【絞る】

- ・水切りを使う
- ・不要なペットボトル、CDを使う
- ・サラダスピナー(野菜水切り器)を使う
- ・重石を乗せる

【乾かす】

- ・天日干しをする
- ・珪藻土マットに乗せて水分をとる

～ 水切りによる減量見込み ～

- ・1人1日当たり

約16グラム

※生ごみの10%の重さを水切りした場合

- ・宜野湾市全体 1年間当たり

約580トン

※市民全員が毎日水切りを行った場合

【水切りの例】



水切り器①

(有)ニューマテリアル HPより



水切り器②

岩谷マテリアル(株)HPより



不要なペットボトルを使う



不要なCDを使う



サラダスピナーを使う

O X O HPより



重石を乗せる

コラム 生ごみを堆肥化しませんか？

ダンボールコンポストや生ごみ処理機を利用して生ごみを堆肥化することにより、生ごみの堆肥化及び資源化ができます。

本市では、生ごみの減量（堆肥化）を推進するため、ダンボールコンポスト講習会を開催しており、今後もより多くの市民が生ごみの堆肥化に取り組めるよう、普及啓発を行っていきます。



ダンボールコンポスト講習会の様子
(市報ぎのわん 2015.07.10 より)



コラム 食品ロスを減らしましょう！

「食品ロス」とは、本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では令和元年度に、約 570 万トンの食品ロスが発生したと推定されており、家庭系食品ロスの発生量は、261 万トンと推計されています。

国民一人当たり約 124 グラム、およそ茶碗一杯分の本来は食べられる食品を毎日捨てていることとなります。

食品ロスは大きく 3 つに分類されます

- ①**直接廃棄**：賞味期限切れ等により食べきれず、手つかずのまま捨てられたもの
買い物の前に冷蔵庫の中を確認して食べきれないほどの食材を買いすぎないようにしましょう。
- ②**過剰除去**：野菜や果物の皮を厚くむき過ぎたり、取り除き過ぎたもの
今まで捨てていた野菜の茎や皮など食材を丸ごと使って料理してみましょう。
- ③**食べ残し**：食卓にのぼった食品で、食べきれずに廃棄されたもの
食べきれる量を作りましょう。外食をするときは食べきれる量の注文をしましょう。

3010 運動（宴会での食べ残しを減らす運動です）

乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう

お開き 10 分前になったら席に戻って料理を楽しみましょう

事業者における取組

関連する
SDGs



【ごみの発生・排出抑制などに関する取組】

- ① 無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）
- ② ばら売り、量り売りの推進
- ③ 食品などの適正量の仕入れ
- ④ 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤ 「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）
- ⑥ ごみ分別排出の徹底

【ごみの資源化に関する取組】

- ① 紙などの資源化物の分別排出
- ② 再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③ 食品廃棄物の資源化の実施
- ④ 生ごみ堆肥などの積極活用

【環境経営などの取組】

- ① 地域の環境活動に積極的に参加
- ② 環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）
- ③ 地域密着型環境ビジネスの構築
- ④ エコアクション 21 などへの取組、環境経営システムの充実化

【製造段階でのごみの排出抑制への取組】

- ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制
- ③ 再生材料をできるだけ使用
- ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造

【販売段階でのごみの排出抑制への取組】

- ① 販売時に過剰包装をしない
- ② 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③ 飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品などの耐久性に優れた製品の積極販売
- ⑤ 食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備
- ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法などの周知の促進

6. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において資源ごみとして分別対象となっていない資源化できる可能性のあるもの（紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、廃食油等）については、倉浜衛生施設組合及び関係市町（沖縄市及び北谷町）と連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

生活系ごみの分別区分

分別区分	出し方	収集回数	主な品目
①燃やすごみ	指定ごみ袋 (有料)	週2回	プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、布きれ、紙くず 等
②燃やさないごみ	指定ごみ袋 (有料)	月2回	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品 等
③資源ごみ	草木	透明袋又は ひもで束ねる	月2回 草木 ※直径15cm以上の太い幹は、粗大ごみへ
	かん	透明袋	週1回 飲料用のスチール缶・アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶 等
	びん	透明袋	週1回 飲料用のびん、調味料用のびん、化粧品のびん 等
	紙	ひもでしぼる	週1回 本・雑誌類、雑がみ、新聞・チラシ、段ボール、紙パック 等
	ペットボトル	透明袋	月2回 ペットボトルマークのある容器 飲料用、調味料用(しょう油、みりんの容器等) 等
④有害ごみ	透明袋	週1回	蛍光管、アルカリ・マンガン電池、水銀体温計、電球型蛍光管、ライター
⑤粗大ごみ	処理券 (有料)	申込制	家具類(タンス、机等)、寝具類(カーペット、じゅうたん、布団・毛布等)、角材・板切れ、金属・プラスチック製パイプ(ブラインド、物干し竿等)、電子ピアノ、自転車、ガスコンロ 等

事業系ごみの分別区分

分別区分	主な品目
①燃やすごみ	生ごみ、資源化できない紙類、プラスチック類 等
②燃やさないごみ	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品 等
③資源ごみ	紙類(雑誌、雑紙、新聞・チラシ、段ボール)、ペットボトル、かん、びん 等
④草木・粗大ごみ・一時多量ごみ	草木・粗大ごみ(物干し竿・のぼり、ガスコンロ、電子レンジ 等) ・一時多量ごみ

7. 排出抑制・再資源化計画

(1) 市民による排出抑制・資源化の推進

① ライフスタイルの見直し

市民に対して使い捨て商品の使用抑制や、詰め替え商品やエコマーク・グリーンマークのついた商品の購入等の促進を図るよう積極的に広報活動を実施し、「4R」の徹底を念頭に置いたライフスタイルの見直しを推進します。

② 分別排出の徹底

分別が徹底されていないとリサイクルが難しいことや、焼却処理及び埋立処分されるごみの量が増えることにより環境汚染や処理経費が増加する状況等を市民へ周知し、市民一人一人に対してごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化を今後も継続して推進します。

特に、雑紙や草木の分別排出を促進し、再生利用率のさらなる向上を目指します。

③ 生ごみの自家処理及び減量の促進

生ごみの大部分は水分であることから、本市ホームページや広報紙、パンフレット等にて「もう一絞り」のための道具や一絞りの具体的な方法をPRし、生ごみの水切りの促進を図ります。加えて、簡易的な段ボールを使用したコンポストによる堆肥化について講習会の開催やコンポストキットの配布等を行い、その推進を強化していきます。

また、食品ロス削減の周知を一層強化していきます。

④ マイバッグ運動の促進

事業所や市民団体と協力し、マイバッグ運動を促進します。

⑤ 地域との連携の強化

クリーンリーダーと清掃指導員の連携を強化し、地域との関係をより密にし、ごみの分別指導等を行いながら、ごみの減量化を推進します。

また、資源ごみの抜き取り行為に対しても地域と連携を強化し、対策の強化を検討します。

⑥ 各種イベント等の活用

各種イベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置し、普及啓発活動を行います。

⑦環境教育・普及啓発の充実

1) 環境教育・環境学習の推進及び支援

市民のごみ問題への関心を高めるため、市民や事業所、団体等による勉強会等の開催支援や情報提供、市職員の派遣等による支援を実施することにより環境教育や普及啓発を推進します。

2) 小中学校における環境教育・環境学習の充実

次世代を担う小中学生を対象に、環境教育や環境学習を充実させます。

また、小学校等からの依頼に応じて出前講座を開催することや副読本やPRビデオを活用した環境教育・環境学習等を通じ、ごみの分別や資源の大切さを伝えていきます。

3) 体験学習の充実

ごみ問題が身近な問題であるとの意識が高まるように、市民を対象としたパッカー車乗車等の体験学習を計画します。

4) 各種媒体を通じた情報の提供

本市ホームページや広報紙、パンフレット等を活用し、ごみ量や本計画の達成度等の情報を積極的に提供し、市民・事業者・行政の間での情報の共有化を図ります。

(2) 事業者による排出抑制・資源化の推進

①適正処理の推進

廃棄物処理法に基づいた自己処理責任の徹底を図り、事業者は許可業者と契約するよう普及啓発を行います。

②分別排出の徹底

事業者に対してもごみの分別徹底を図り、ごみの減量化を推進します。

③ごみ減量計画書の策定

事業者に対しては、ごみの減量等に関する計画書（「廃棄物減量計画（仮称）」）を策定するよう指導・支援を行っていきます。

④事業系一般廃棄物の処理手数料の適正化

事業系一般廃棄物は、手数料を徴収していますが、今後のごみ分別区分の見直しや倉浜衛生施設組合管内市町間での公平性の観点から、沖縄市、北谷町、倉浜衛生施設組合と協議し、適宜、料金体系の見直しを促していきます。

⑤事業者に対する研修等の検討

事業者に対してごみの減量等に関する研修等を実施し、ごみの減量化を推進します。

8. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の主体

ごみの収集運搬の主体については、現行どおり一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者、事業所より排出される事業系ごみは許可業者により収集運搬を行います。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）とします。

(3) 収集方式

生活系ごみの収集方式は、門前収集及びステーション方式により行っています。

パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことができない箇所は、ステーション方式により生活系ごみの収集を行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行うこととします。

また、ステーション方式により生活系ごみの収集を行っている箇所について、可能な限り門前収集に変更していきます。

9. 中間処理計画

(1) 燃やすごみの処理

燃やすごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において熔融処理が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(2) 燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理

燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において破碎・選別処理等が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(3) 資源ごみの処理

資源ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において選別・圧縮・梱包処理及び一時保管が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

10. 最終処分計画

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、倉浜衛生施設組合の「エコボウル倉浜（最終処分場）」にて埋立処分が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による最終処分を継続します。

また、当該施設の延命化（埋立容量の確保）のために、特に燃やさないごみ、粗大ごみについて有価物等のリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。

11. 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「宜野湾市地域防災計画」に基づき、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保等を図ります。

また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。

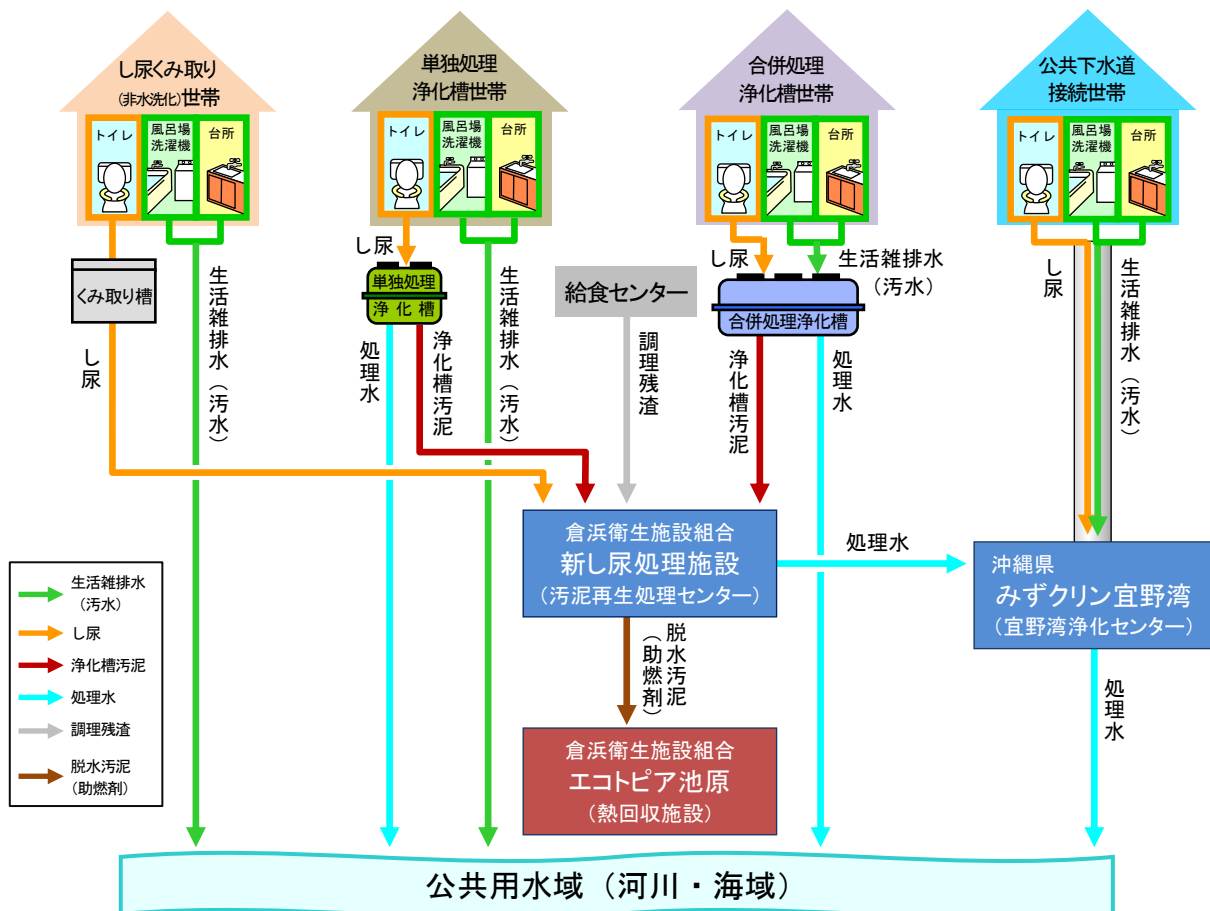
生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の状況

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿に分けられます。

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、公共下水道接続世帯については、下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」に運ばれ、適正に処理されています。また、合併処理浄化槽世帯については、浄化槽により処理されています。しかし、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

し尿くみ取り世帯から排出されるし尿及び浄化槽世帯から排出される浄化槽汚泥は、令和3年度現在においては、収集業者等により収集運搬され、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、令和4年度以降は「汚泥再生処理センター」において、給食センターからの調理残渣と併せて処理され、希釈水は「みずクリン宜野湾」にて処理され、脱水汚泥は「エコトピア池原（熱回収施設）」において助燃剤として活用する計画となっています。なお、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、これまでと同様に下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」に運ばれ、適正に処理されます。

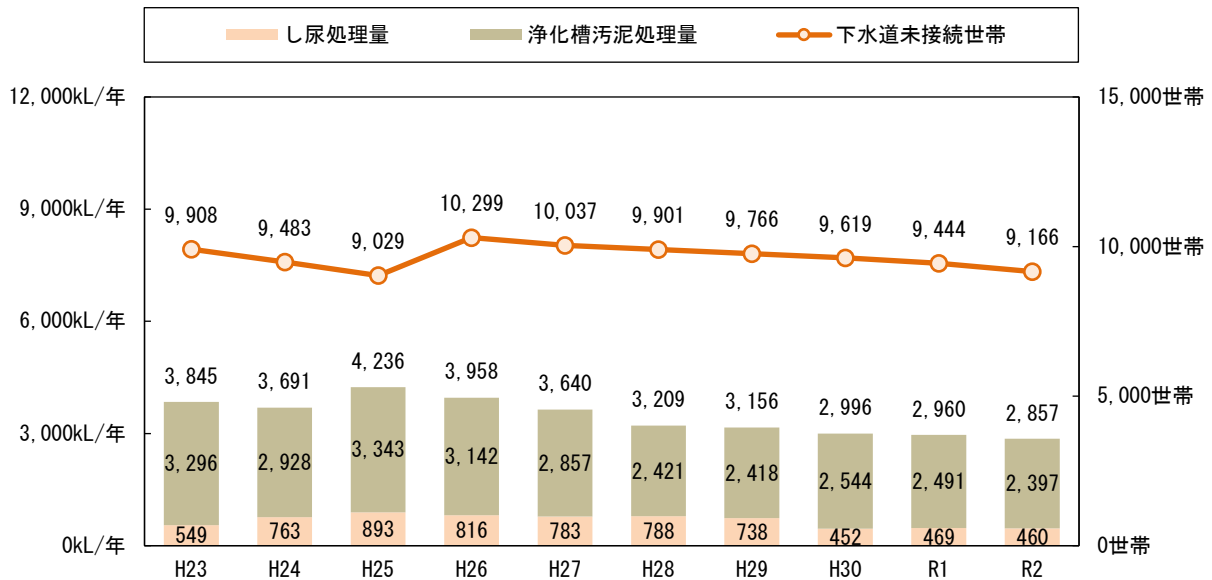


宜野湾市の生活排水の処理体制 (令和4年度以降)

2. し尿処理実績

令和2年度のし尿処理量は、し尿が460キロリットル、浄化槽汚泥が2,397キロリットルとなっており、下水道未接続世帯は9,166世帯となっています。

なお、平成26年度に下水道未接続世帯の増加が見られるのは、下水道台帳の電子化に伴い、下水道接続世帯等の見直しを行ったためです。



宜野湾市のし尿等処理量及び下水道未接続世帯の推移

宜野湾市のし尿等処理量及び下水道未接続世帯の推移

年度	し尿等処理量			下水道未接続世帯 (世帯)	下水道接続世帯 (世帯)	総世帯 (世帯)
	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)			
平成23年度	549 (14.3%)	3,296 (85.7%)	3,845	9,908 (24.7%)	30,176 (75.3%)	40,084
平成24年度	763 (20.7%)	2,928 (79.3%)	3,691	9,483 (23.7%)	30,525 (76.3%)	40,008
平成25年度	893 (21.1%)	3,343 (78.9%)	4,236	9,029 (22.3%)	31,530 (77.7%)	40,559
平成26年度	816 (20.6%)	3,142 (79.4%)	3,958	10,299 (25.0%)	30,906 (75.0%)	41,205
平成27年度	783 (21.5%)	2,857 (78.5%)	3,640	10,037 (23.9%)	31,887 (76.1%)	41,924
平成28年度	788 (24.6%)	2,421 (75.4%)	3,209	9,901 (23.2%)	32,761 (76.8%)	42,662
平成29年度	738 (23.4%)	2,418 (76.6%)	3,156	9,766 (22.6%)	33,479 (77.4%)	43,245
平成30年度	452 (15.1%)	2,544 (84.9%)	2,996	9,619 (21.8%)	34,500 (78.2%)	44,119
令和元年度	469 (15.8%)	2,491 (84.2%)	2,960	9,444 (20.9%)	35,689 (79.1%)	45,133
令和2年度	460 (16.1%)	2,397 (83.9%)	2,857	9,166 (19.9%)	36,796 (80.1%)	45,962

※ () 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、宜野湾市)、「宜野湾市下水道課資料」

3. 生活排水処理の課題

(1) 収集運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、建設現場や事業所等の仮設トイレからのし尿は一定量継続的に排出されることから、その処理を含めて安定したし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持することが課題です。

(2) 施設整備に係る課題

特になし

(3) 公共下水道に係る課題

公共下水道の未整備地域において、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水（台所、風呂等の排水）が、未処理のまま河川等の公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっていることが課題です。

(4) し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に係る課題

公共下水道の未整備地域において、これまで沖縄県による浄化槽設置の許認可が行われており、し尿くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が依然として存在しますが、これらの実態把握が不十分なことが課題です。

(5) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、浄化槽法第 11 条（下記、同法抜粋参照）による定期検査が適正に実施されているか判断できないことが課題です。

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）

（浄化槽管理者の義務）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

（中略）

（定期検査）

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

（以下、略）

(6) 災害時のし尿処理に係る課題

大雨や洪水等の災害時には、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「宜野湾市地域防災計画」に基づき、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立が必要となるため、「宜野湾市地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

<災害時のし尿処理に関する主な課題>

- 収集運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。

4. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下のような事項になります。

行政(宜野湾市)における取組

関連する
SDGs



【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 非水洗化(し尿くみ取り)世帯及び浄化槽(合併処理浄化槽・単独処理浄化槽)世帯の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進
- ④ 汚泥再生処理センターの適正な維持管理の推進

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導及び監視

【生活排水に係る資源化に関する取組】

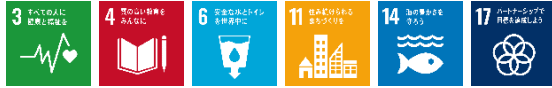
- ① 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥等への資源化の検討

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 市の広報、ホームページ等を活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレット等の作成、配布)
- ③ 河川、排水路等の清掃活動の実施
- ④ 生活排水処理対策等に関する講演会等の開催
- ⑤ 水生生物観察会等の開催

市民における取組

関連する
SDGs



【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）
- ② 米のとぎ汁を植木等への散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水等をベランダ等から排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① お風呂の残り湯を洗濯等に再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 市や沖縄県が実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

事業者における取組

関連する
SDGs



【事業排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

【事業排水の適正管理に関する取組】

- ① 適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の遵守）
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

【事業排水に係る資源化に関する取組】

- ① 雨水、中水の積極利用

5. 排出抑制・再資源化計画

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減するために、公共下水道整備の推進及び接続率の向上を図り、し尿や浄化槽汚泥の排出抑制に努めます。

また、公共下水道の未整備地域では、し尿くみ取り世帯及び単独浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

し尿や浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター」にて処理し、夾雑物等の処理残渣は最終的には同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」で溶融処理されます。溶融処理により発生する溶融スラグについては再資源化業者により再資源化を行います。

6. 収集運搬計画

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、事業所等の仮設トイレからのし尿が一定量継続的に排出されることから、収集運搬体制は現行を維持します。

(1) 収集運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は、現行どおり許可業者によるものとします。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、宜野湾市内全域（米軍施設内は除く）とします。

(3) 収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車での収集運搬方式を基本とします。

本市における今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくことが想定されるため、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集運搬体制を確立するよう、適宜検討を行います。

7. 中間処理計画

(1) 合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、市の広報やホームページ等を活用し、意識啓発を図ります。

(2) 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の市民に対し、公共下水道への接続を促進します。

(3) 汚泥再生処理センター

本市では、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター」において処理を行っていくものとします。

本施設は令和4年度からの供用となっています。

8. 最終処分計画


し尿及び浄化槽汚泥の処理後の処理残渣（汚泥）は、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において、熔融処理を行っています。

なお、新たに整備するし尿処理施設（汚泥再生処理センター）においては、その処理過程から発生する汚泥を脱水処理し、「エコトピア池原（熱回収施設）」の助燃剤として活用する計画となっています。

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版
【概要版】

令和4年3月

策定者  宜野湾市 市民経済部 環境対策課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号
TEL (098) 893-4411

策定委託  株式会社
沖縄チャンドラー
〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号
TEL (098) 862-5871 代表
